海外





協同組合原則 この 10 年とこれから

Co-operative Principles Ten Years On

ジョンストン・バーチャル Jonston Birchall 菅野正純 訳

はじめに

国際協同組合同盟(ICA)の固有の目的の 一つは、協同組合原則を改定し解釈すること であり続けてきた。このことは、1937年に 行われ、次いで1966年に、そして最近では 1995年に行われた。本報告の目的は、価値 と原則との関係が十分に良く理解されている かどうかを問うこと、グローバル化の影響を 議論し、原則改定以後 10 年間の進展を振り 返って、原則が「協同組合の事業的優位性」 を与えるに至ったかどうかを論ずることであ る。1995年の改定は、協同組合の性格に関 する不安の高まりから生じた。この不安はア レックス・レイドローによって表明され、彼 は、世界の協同組合運動の発展における三つ の危機を同定したのである。最初に「信頼」 の危機があった。協同組合は事業組織として の存続可能性を証明しなければならなかった のである。次いで「経営」の危機が起こった。 協同組合が大きくなるに連れて、どのように して積極的な組合員参加を維持し経営陣のテ クノクラート的な権力を抑制すべきかという 問題に直面したからである。第3に、「イデ オロギー的」危機が起こった。「協同組合の 真の目的とは何か、そして協同組合は、別の 種類の企業として、独自の役割を遂行してい るのか、という悩ましい疑問」から生じた1。

改定の方法は、きわめて民主的であった。 討論は、1980年代後半から始まり、1992年 東京大会まで続き²、1995年のマンチェス ター大会における新しい価値と原則の採択 で、それは最高潮に達した。今回の改定がそ れまでと違う点は、ロッチデール原則の手 直しに留まらず、アイデンティティの声明 と二組の価値(基本的価値と倫理的価値)を 導き出したことだった。価値は、原則を裏付 けるものと見なされた。参加者にとって目 的は明瞭だった。長い伝統を活かして協同 組合の理念を今日的なものにするとともに、 協同組合「運動」を再活性化し、いくつかの 将来方向を与えることが期待されたのであ る。改定は、外部からはどう見られたか?世 界にはきわめて多くの、実に多様な事業組 織があるが、そのリーダーたちも何か共通 のものがあると感じたと思われる。それは、 一種の相互扶助的なブランド実践(a kind of mutual branding exercise)に携わっている ということである。

学者たちにとっては、全体の過程はむし ろなじみのないものに見えた。社会哲学と 政治哲学において、活動の原則を導き出す 通常の方法は、平等や自由といった基本的 価値から始めて、作業を進めることである。 例えば、ジョン・スチュアート・ミルは、自 由の問題に関わったが、最終的には労働者 協同組合を擁護する強力な論拠を提供した。 イギリスの歴史家トーニーは、友愛(兄弟 愛)の欠如を憂慮したが、このことが消費者 協同組合運動の達成の評価につながった3。 協同組合の知的歴史においては、何度もこ うしたアプローチが採用されており、各国 にはそうしたアプローチを活かした協同組 合哲学者が存在する⁴。だが、協同組合人の 間には、経験よりも純粋な思考から引き出 された体系に対する、健全な懐疑も存在す るのである。例えば、ロッチデール開拓者た ちは、ロバート・オーエンの影響を受けた が、その影響はウイリアム・キングのような 実践的な協同組合人の影響よりも小さいと 言える⁵。キングは、協同組合店舗の運営を 試みる人々を観察することから、自分の原 則を導き出したのである。ウィル・アトキン スが原則に関する彼自身の著作の中で述べ ているように、「協同組合原則の有効性は、 多数の人の経験や常識によるものであって、 少数の人からの、あるいは彼らの啓示によ るものではない」のである⁶。

組合員中心の事業の根底にある論理をとらえて、そこからいくつかの原則を導き出そうとするには、別の方法があっただろう7。「真の」組合員所有事業が従うべき本質的な政策を同定する中で、われわれは、次の原則を導き出すことができる。すなわち、自発的な加入、資本報酬からの利潤の分離、個人としての組合員を基礎とした投票、組合員の協同組合サービス利用に比例した利益配分などである。こうした方法を使ってもで

きないことは、コミュニティへの関与や教育などの原則の導出である。これらは、事業の外で組合員に影響することだからである。「協同組合間協同」も導き出せない。組織間の連帯の原則は、一組織内部の働きについての分析から導き出すことはきわめて難しいからである。

1995年に採用された方法は、これら二つの学問的方法の中間コースをとった。それは、討議による原則づくりへのアプローチであって、協同組合人がその時点で何を重要と感じているかということについての実践的合意を提供するものだった。このことは、価値と原則が固定したものではないことを示している。また何度かそれらを改定することが想定できるし、変化する条件にふさわしい協同組合的事業実施方法を維持できるのである。

協同組合原則に関してさらなる作業が 必要とされているか?

価値と原則は、活動案内というよりもリストであって、そこには、重要性から価値をランクづけたり、価値を原則や事業実践と直接結びつける意図はなかった®。1995年以降、価値と原則を関係づけ、現代の協同組合の課題に対する新たな表現の重要性を示すために、さらに作業を行うことが必要であった®。例えば、政治的価値と倫理的価値、第1階層の価値(それ自体が目的であるもの)と第2階層の価値(第1階層の価値の要求を達成し均衡を図る手段)の両者を区別し、かつ、それによって原則といくつかの協

同組合独自の実践を直接結び付ける表を掲げる。(表1)

第1に、倫理的価値は、それ自体が重要な目的であり、協同組合の事業実践にふさわしいものにすることは容易であるが、どの点が協同組合に特有かを理解することは困難である¹º。協同組合は、市場が良好に機能し、政治権力が抑制され、確立した市民社会が存在するような環境を必要とする。正直は市場を機能させることの前提でありました。とはいうなトレードオフがある。だけで、次のようなトレードオフがある。だけで、次のようなトレードオフがある。すなわち、他者を配慮しすぎると組合員を無視することになり、正直は競争相手との微妙な事業情報の共有を意味するわけではないという点である。

対照的に、政治的価値は原則と直接関連 させることができるが、それにはまず、目的 たる価値と手段たる価値の分離が前提とな る。自由、平等、連帯という有名な三部作は、 通常、目的として、すなわち、良い人生の条 件であり、人がそれを生きる目的と見なさ れている。それらはまた、ある程度、二律背 反的であって、一方を減少させることなし に他方を最大化することはできず、それゆ え両者の間にはトレードオフが生じざるを 得ない。政治哲学者たちは、一方で自由を強 力に支持し、他方で平等を支持するという、 そのようなトレードオフの性格には、根本 的な異議を唱えている。一定量の平等(とり わけ機会の平等)は人々が積極的な自由を 有するためには必要であると論ずることに よって、われわれは、ある点までその両方を 極大化できるのである。けれども、平等を促 進する政府の活動は、強制を包含する傾向があり、それゆえ人々の個人的自由を減少する。そこで連帯が、トレードオフが発生する地点を決定する方法として登場する。われわれが他者を配慮し、彼らをわれわれ自身と同様に見なすことが多いほど、われわれは彼らのためにいくらかの自由を放棄する用意がますますできることになるのである。

次いで第2階層の価値が焦点に入ってく る。民主主義は、自由と平等のトレードオフ を決定する上で、われわれが見出すことが できる最も公正な手段である(代表権なく して課税なし。ここまでは、協同組合の事 業実践に特有の議論はない。平等や自助お よび自立という価値にまで至ったときに、 協同組合の観点からわれわれは金鉱(重要 な問題)を掘り当てることになる。協同組合 にとっての強力な論拠がここに見出される のである。市場は不平等に傾斜し、全員がそ の基本的必要を満たすことは保障されない。 人々に公正に報いる事業実施方法を見出す ことができなければ、不公正をつくりださ ないような形で経済活動の成果を分配する ことはできない。投下した資本額にではな く、事業の利用高に対して人々に報いるが ゆえに、協同組合には平等が組み込まれて いるのである。不公正な市場システムの中 で、市民が生き残れるよう保障するために、 政府は干渉せざるを得ないが、そうするこ とによって政府は自由を脅かす恐れがある。 民主的で、自助を通じて機能し、自立的でも ある、公正な事業は、不公正を是正する政府 活動の必要を減少させることになる。それ ゆえ協同組合には、理論的にいって、他の形 態の組織ができない二つの事柄を行う能力 があるものと思われる。すなわち、協同組合が事業として、その所有者に公正に報い、そのことによって、政府が不公正を是正する必要を減少できるという点である。

したがって、最も興味深いのは、民主主 義、公正および自助という第2階層の価値で ある。中枢的な原則が、それらの価値に直接 続いている。すなわち、民主主義は「組合員 による民主的統制」を意味し、公正は「組合 員の経済的参加」を意味し、自助は「自治と 独立」を意味するなどである。価値と原則の いくつかを相互に結びつけるこの議論には、 内的な論理がある。しかしながら、すべての 関連がそれほど明白であるとはいえない。 「コミュニティへの関与」は、「社会的責任」 および「他人への配慮」という倫理的価値か ら導き出しうるが、ここでの論拠は、われわ れは他人に配慮しているから、他人に配慮 すべきだという、同義反復になっている。 「協同組合間協同」の原則は、一見して、そ れによって個々の協同組合をより自立的に することができるという、実践的観点から

のみ、論ずることができる。協同組合人がより公正な経済システムというビジョンを共有し、協同組合がそれを提供できることに確信を持っている場合にだけ、この原則を説得力をもって議論することができるのである。

「組み込まれた公正の優位性(公正が組み 込まれているということの優位性 inbuilt equity advantage)」と呼びうることに対す る、最も強力な議論でさえ、弱さを抱えてい る。問題は、誰もが協同組合を設立できるこ とである。牛を飼うために土地を借りる土 地なし農民の協同組合があり、また、自らの 農産物を加工・輸出することを望む豊かな 農民の協同組合がある。インフォーマル経 済下にあって、基礎的な疾病保険を望む周 辺労働者の協同組合があり、裕福な年金を 追求する専門職の人々の協同組合がある。 意図せずして農村経済から都市事業へ金を 循環させる、協同組合銀行がある。一般に、 協同組合はより低所得の人々に対して、よ り大きな利益を与えるが、必ずしも最底辺

表1:再整理した協同組合の価値と原則

第1階層の価値	第2階層の価値	原則	協同組合の実践
政治的価値:	民主主義	自発的/開かれた組合 員制	組合員拡大戦略
自 由	公 正	民主的組合員統制	理事教育·研修
平等	自 助	組合員の経済参加	「配当」カード
連帯	自 立	自治と独立	内部資本調達
		教育、研修、情報	「協同組合の違い」の マーケティング
倫理的価値:		協同組合間協同	連合組織への支援 / 共同サービス協 同組合
正直		コミュニティへの関わり	コミュニティ「配当」
社会的責任			
他人への配慮			

の人々に利益を与えるわけではない。協同 組合は内部的には公正であるが、必ずしも より大きな公正の推進力ではないのである。 一般的に、協同組合は、低所得から中所得以 上までの人々に利益を与えるとは言えるが、 議論は、理論的であるのと同程度に、実証的 基礎の上に進められなければならない!!。

次のステージ、すなわち、7つの原則を事 業実践と結びつける段階に至ると、論拠は はるかに確実なものとなる。組合員民主主 義の原則が、どのようにして、いくつかの種 類の組合員関係に関する戦略や、情報提供 の政策などを要求するかを理解することは 困難ではない。経済的利益への組合員参加 のためには、いくつかの種類の利用高割り 戻しが必要なことは、明らかである。組合員 利益の原則がコミュニティへの関与の原則 とどのように均衡すべきかは、それほど自 明ではない。両方ともしばしば同じ剰余か ら支払われるからである。たとえば、大規模 消費者協同組合は、新しい種類の協同組合 を開発するか、あるいはコミュニティ組織 に助成金を与えるかを、決定しなければな らないかもしれない。電子「配当カード」の 給付対象は、顧客全体でもありうるし、組合 員に限定することもありうる。諸価値間の トレードオフがあるのと同様に、諸原則間 のトレードオフがあるのであって、それは、 組合員と経営者が行わなければならない、 実践的決定の難しさに示されている。

最後に、グローバルな市場で活動する協同組合 とりわけ農業販売・加工協同組合は、ICAの価値と原則を取り入れる余裕がないが、ただ生き残るためにも、類似の一連の原則をより自己中心的な形にして活動し

なければならない、という意見がある。1987年、合衆国農業省(US Dept of Agriculture)は、ICAの最初の三つの原則にほぼ対応する利用者所有、利用者統制、利用者利益の三つの原則だけを採択した。これは、協同組合の内部的な論理から導き出しうる種類の原則であって、より広い社会的責任については全く語らないが、自らの市場的有利性について示すことは、より明瞭かつ容易になるのかもしれない。

以上のすべては、協同組合原則に関して、なお試すすべきことがあることを示している。そこには、価値を原則と結びつける方法、より決定的には、事業実践を表現する方法を、それぞれ評価するために考えなければならない、いくつかの難しい問題がある。主要な問題は、協同組合の価値、原則およびアイデンティティの声明が、過去10年間にどのような影響を及ぼしてきたか、そしてそれらは「協同組合の事業的優位性」につながってきたか、という点である。だが、これらの疑問に答えるためには、その前にグローバル化の影響を理解しておくことが必要である。

協同組合にとっての環境の変化

グローバル化は、協同組合にとって脅威でもあり機会でもある。しかし、それらを正確に同定するためには、グローバル化とは何か、それはどの程度のものか、という二つの問題を問わなければならない。単純な定義は、グローバル化を全く経済的な過程としてとらえ、「自由貿易に対する障壁の除去、ならびに国民経済のより緊密な統合」12と定

義するが、より包括的な定義は文化的要因を含めて、次のように定義される。すなわち、「輸送およびコミュニケーション費用の圧倒的な削減がもたらした、世界の諸国と人々のより緊密な統合、ならびに、財、サービス、資本、知識および(より狭いが)人々の国境を越えた流れに対する、人為的な障壁の崩壊」¹³である。

われわれは、経済的グローバル化を脅威 と見なし文化的グローバル化を機会と見な すこともできるし、その逆もありうる。たと えば、文化的なつながりの緊密さの増大は、 国から国への協同組合原則の普及に役立つ べきものであるが、同時に、人々は、事業を 行う通常の方法として、投資家所有のイ メージに圧倒的にさらされている。第2に、 グローバル化はどの程度のものか?経済学 者はこのことをめぐって議論している。世 界経済に占める輸出の比重は現在よりも 1920年代の方が高いと示すことはできるが、 当時はもちろん、地域経済の方がはるかに 重要であった。資本の流れと財の流れを区 別することは可能である。前者はきわめて 広範であり、後者は、真のグローバル市場よ りも、まだリージョナルな市場に主として 限定されている。変化の速度に関するこう した問題は重要である。変化の速度が予測 より遅い場合は、協同組合に変化に対応す る時間を与え、変化の速度が速い、あるいは 加速さえする場合には、状況はより緊急性 を帯びるからである。たとえば、国境を超え た複合的連鎖からの圧力が低い場合、消費 者協同組合は、国境内部に留まって、自国の 競争者に対応して自らを多様化することに 集中できる、と感じるかもしれない。だが、 ウォルマートや IKEA が影響を及ぼし続け る場合には、この戦略は見直しを必要とされるかもしれない。事態をさらに複雑にするのは、変化の速度が、それぞれが置かれている市場に左右されて、異なるかもしれないことである。農産物加工はリージョナル化しうるが、食品加工業者が依拠するスーパーマーケット・チェーンは、主要にはなお全国市場と結びついているのである。

もう一つ複雑なのは、経済的グローバル 化の影響の一つが、国境内部と国境間の両 方で不平等を増大させていることである14。 その協同組合への影響は、発達した諸国と 発展途上諸国では異なっている。あるもの は利益を得、他方は損失を受けている。たと えば、南アジアと中国の協同組合は、起こり つつある繁栄から利益を得、経済的産出が 低下したサハラ以南のアフリカの協同組合 は、事業から撤退するかもしれない。発達し た諸国と発展途上諸国の協同組合間公正貿 易の振興を通じて、協同組合は相互の利益 のために活動することができる。貿易の自 由化と関税障壁の撤廃はこれを促進するで あろうが、発達した世界の協同組合をより 大きな競争にさらすことにもなる。綿花や コーヒー、米といった第一次産品における、 発達した諸国と発展途上諸国の生産者協同 組合間の競争が、すでに間接的に存在して いる。現在、交易条件は、貧しい者の協同組 合を含めて、貧しい者の側に不利となって いる。

最後に、グローバル化は、中立的な概念ではない。グローバル化というレトリックは、 既成の利益をもった人々によって使われて おり、彼らは、それゆえに協同組合はあれか これかの方向を選択しなければならない、 と論じている。合併や合理化、さらには私企業化(脱相互扶助化demutualisation)のための議論が、こうしたレトリックの使用によってより抗しがたいものになる可能性がある。たとえば最近、アイルランドの農業協同組合は、グローバル化のために、公共有限会社(plc: public limited company)の法人格を追求する以外、選択肢はない、と論じている。他方、デンマークのような他の国では、利用者所有の総合性を維持する、別の代替案が追求されている15。

ICAは、こうした問題に関して、自覚的な、練り上げられた見解をもつ必要がある。協同組合は、二つの独自で、反対の戦略を開発する必要があると言えるかもしれない。二つの戦略は、次のように要約できる。

- * 地域的に考え、グローバルに活動する
- * グローバルに考え、地域的に活動する

大規模協同組合は、国境を越えた拡大に よって「グローバルに活動」しなければなら ないであろう。この場合私が念頭において いるのは、英国、スカンジナビア諸国、イタ リアおよびスイスの消費者協同組合、合衆 国、オーストラリア、ニュージーランド、ブ ラジルおよびカナダの農業協同組合、デン マークおよびドイツの連邦協同組合銀行、 ならびにモンドラゴン・システムを構成す る消費者および労働者の協同組合である。 いくつかの協同組合は、このことをすでに 行っているが、容易だと見ているところは まだない。彼らは、伝統的な会社のように活 動し、投資家所有の事業体とパートナー シップを形成することもできるし、他の国 の既存の協同組合と協同することもでき、 また、協同組合がない場合は、新たな協同組 合を開始することを助けることもできる。 失敗したベンチャーの経験が示しているの は、拡大先のリージョンないし国に組合員 の基盤があることを保証することが必要で あり、そうでなければ協同組合は成功しな いであろう、ということである。グローバル に活動するために、協同組合は地域的に考 え、ある程度地域によって所有され統制さ れる、地域の店舗や銀行の支店といった形 で、地域に与えられる何かを持っているこ とを確信させなければならない。エロスキ のフランスへの拡大は、地域の取引先の共 同サービス協同組合との結びつきによって、 成功しつつある。エリア委員会が地域店舗 に関して発言権を持つ、英国協同組合グ ループの三層の民主的機構は、もう一つの 良いモデルである16。

他の戦略は、地域的に活動することであ る。小規模・地域統制を維持し、組合員が事 業体の成長を望んでいない協同組合や社会 的企業が、驚くほど多様な形で存在してい る17。彼らは、合併や攻撃的な成長戦略より も、共同代表とサービスの共有を可能にす る、連邦型機構の開発を好んでいる。多数の 信用組合や、地域に根ざした消費者協同組 合、住宅協同組合、労働者協同組合および社 会的協同組合が、この戦略を共有している。 彼らはますますグローバルに考え、その結 果、地域住民の必要に直接応えることを通 じて、グローバル化に対抗する道を探りつ つある。彼らは、有償労働と相互扶助および ボランティアの混合を用い、多様な法の下 で(そのすべてを協同組合としてでなく)登 録し、多様な財源を通じて資金を調達する。 すなわち、自分たち自身の取引活動と地域 政府との契約、助成金、倫理的投資家、コ ミュニティ・土地トラストからの所得など である。彼らに共通しているのは、地域の課 題に対する特別仕立ての解決策を開発して いることである。彼らはますます部門横断 的な革新的解決策を追求しつつある。すな わち、消費者協同組合が地域の農民から食 べ物を調達し、生産者協同組合が農民市場 を運営し、生産者と消費者の両方からなる マルチステークホルダー協同組合が、保障 された市場のための有機食品の生産方法を 探しているという具合である。こうした小 規模で地域に根ざした協同組合は、地域経 済開発のエンジンである。時には協同組合 ネットワークが、この分野をリードしてい る。ケベックのデジャルダン開発計画や、ア フリカのインフォーマル経済プロジェクト は、その好例である18。

有効な戦略はこの二つしかないのだろう か?第三の戦略もありえよう。大規模協同 組合がまだ地域的な存在である場合には (地域委員会を持つ消費者協同組合、連邦機 構を持つ銀行)、同時に地域的かつグローバ ルに活動する能力を持つことができる。た とえば英国の公正取引タウンイニシアチブ (fair trade town initiative)は、大規模な消 費者協同組合によって、食料の地域的な調 達や、地域小規模事業に優遇利子で貸し付 ける協同組合銀行政策を追求しているが、 これらは、グローバルに活動することが地 域的に活動できないことを意味しない、と いう実例である。けれども、実効性がないの は、グローバル化/ローカル化という全体 的問題を回避し、どこかその中間で取引を しようとする戦略である。たとえば、ある国 の広域レベルに現在拠点を持つ農業協同組 合や消費者協同組合は、生き残るには、十分

大きくもなく、十分小さくもない。それらの 協同組合にとっての中心的問題は、協同組 合的な価値を失わずに(かつ、私企業化を狙 う者の餌食にならずに)どのように成長し、 地域に根ざした忠実な地域組合員組織をど のように維持するかである。規模の大きさ と地域統制の両方の優位性を保持する協同 組合の鍵は、伝統的には、連邦であったが、 十分に決然と行動し、あるいは十分な権威 を持って、グローバル化の変動に後れない かどうかという点では、連邦の記録は芳し くない。全国レベルの協同組合が、国境を超 えて同盟を形成しつつ、分権化した機構を 持つことができるかどうかが、そうした問 題への応えとなるであろう。将来的には、大 規模協同組合と小規模協同組合の新たな混 合が発見できるかもしれない。グローバル 市場の担い手となるような交易において、 全国的・国際的な団体が課す規律を、地域の 組合が受け入れるような形態である。

アイデンティティ声明、価値および原則 はどこまで実践に移されたか

グローバルな事業環境に関するこうした問題を念頭におくことで、今やわれわれは、協同組合の新しい価値と原則の影響について、評価を試みることができる。新しい「アイデンティティ声明」は、協同組合の独自性を明確にする上で、きわめて有益であり続けた。それは、協同組合が何であり何でないか、言い換えれば、どのような組織が自らを協同組合と呼ぶことができ、呼べないかが、読者にはっきりと分かるように、主要な原則を注意深く包含している。国際的レベル

では、この声明は、際立った成功を収めた。 それは、2001年の「国際連合指針」、ならび に協同組合の振興に関する2002年「国際労 働機関勧告 193号の土台であったし、最近 では欧州委員会によっても確認された19。国 レベルでは、声明は、協同組合セクターが自 国の政府と対話に入っていくことを可能に し、これによって協同組合法制が改善され、 協同組合にとって商業環境における対等な 条件がつくりだされた。声明は、アフリカや アジア、共産主義支配からの移行諸国にお ける、多数の協同組合新法制に組み入れら れた。全国連合組織は、彼らが何をするかを 定める出発点として声明を用いることがで き、多くの単位協同組合が、ウエブサイトや 宣伝材料の上でこれを使った。

だが、部門によって、その使用(方法)は 様々であった。農業協同組合は、「農民所有 事業」ないしは「農民の連合組織」といった、 より単純な定式化が好まれる傾向があった。 他方で、多くの消費者協同組合は、組合員と 顧客の違いについては、依然不明確であり、 信用組合は、自らのアイデンティティを表 現する別個の方法をとった。いくつかの発 展途上諸国、とりわけインドでは、協同組合 新法が協同組合の新しい波に適用される一 方で、古い協同組合は未改正のまま放置さ れた20。他の諸国では、新法に対する政治的 抵抗があった。実践的には、「協同組合アイ デンティティ声明」は、きわめて高い評価を 得て、より広範に用いられたということが できる。

協同組合の価値が原則を通じて表現されたために、価値は直接には評価されなかった、と考えられたかもしれない。にもかかわ

らず、価値が原則に移されたかどうかを評 価する方法を、われわれは考えることがで きる。たとえば、あるリージョンの所得分配 の格差が他のリージョンよりも少なくなっ て、その違いが部分的には農業協同組合の 存在によるものであったとしよう。これは、 平等の測定になるであろう。あるいはわれ われは、消費者協同組合の利用高積立金の 形でコミュニティに組み入れられた総額や、 本国の貧しい親戚への送金という形で信用 組合に積み立てられた額を計算することが できる。これらは平等の指標にすることが できる。あるいはまた、人々がマイクロクレ ジット制度に参加した結果、金貸しへの借 金を減らしたことをわれわれが示せるなら ば、これは、自立の測定となるだろう。協同 組合の成功物語の注意深い事例研究をする ことによって、われわれは、原則を通じた実 践から価値への道筋をたどりなおすことが できる。現時点でわれわれができないこと は、そこから協同組合セクター全体に一般 化することであって、それは利用できる証 拠がないためである21。第2表は、証拠によっ て支持されうるいくつかの一般化であるが、 まだその端緒にすぎない。

ここでは原則のそれぞれを瞥見し、どの程度までそれが実践に移されたかを問うこととしよう。第1は「自発的で開かれた組合員制(組合員資格)」である。自発性は、もはや共産主義およびポスト植民地体制の当時の問題ではない。それらの体制は強制を基礎に協同組合を計画したが、今日では誰も協同組合への加入を強制されることはない。開かれた組合員制に関わる主要な問題は、女性が組合員資格の外に置かれているかどうかという問題である。協同組合がこ

の分野で良好な記録を残し22、女性協同組合 が均衡を取り戻している一方で23、組合員資 格におけるジェンダー差別は依然問題であ る24。過去10年の間に、「組合員の責任」と 関わって、もう一つの問題が重要になり始 めた。協同組合は、組合員制を実質上放棄す るものと、組合員制を十分評価し、将来の組 合員に財政的関与を求める協同組合に分か れつつある。英国と日本の消費者協同組合 を比較せよ。後者の組合員は加入に際して 40 倍以上の額を支払わなければならないの である。伝統的農業協同組合と「新世代」協 同組合を比較せよ。後者は協同組合の利用 高に比例した出資を要求しているのである。 これは、今後ますます重要になっていく問 題である。グローバル化によって、資本集約 的な協同組合(例えば食品加工やハイテク 製造業分野)がより多くの資本を見つけ出 すことを求められる中で、私企業化を避け ようとすれば、それらの協同組合は、事業成 長への貢献に対してボーナス・シェアで組 合員に報いることが必要とされるのである。 開かれた組合員制は、容易な組合員制度で あるとは限らない25。

第2は、「民主的組合員統制(コントロール)」である。協同組合は、この10年間、より民主的になっただろうか?簡単には言えない。確かに統治に対する新しい関心が存在するが、これは経済民主主義の分野におけるリーダーになろうという願いによるというよりも、協同組合の競争相手による(統治の)開発によって促がされたものである。組合員制度のための戦略を発展させ、選挙の投票者数を高めて、選挙をより競争的にした協同組合がある²⁶。しかし、それを一般化することは難しい。例えば英国では、民主

主義の実践をリードしている協同組合が全国的協同組合で2つ、リージョナルな協同組合が2つあるが、残りの36協同組合は遅れている。同様のことが、英国の建設組合や共済保険の部門にも当てはまる。ここでも、組合員参加の優れた向上を達成した実践事例が少数で、貧しい実績の方が枚挙に暇がない。

発展途上諸国では、問題は切実である。政 府が設立した協同組合が、多くの場合、まだ これから組合員統制の協同組合にならなけ ればならないからである。1980年代と1990 年代の IMF 構造調整政策は、伝統的協同組 合(とりわけ多目的農業協同組合や、協同組 合銀行および連合会組織)を間引いた(have culled)。新しい協同組合法は、協同組合を 国家統制から解放することが政府の義務で あることを明らかにした。けれどもまだ多 くのなすべきことがある。インドやスリラ ンカのような、いくつかの国では、新旧協同 組合部門の2層構造がつくられつつあり、旧 部門が生き残れるかどうかは定かではない 27。多くの国では、信用組合運動が、常にす ぐれた実践のモデルであり続けてきた。そ れらが、その根底に組合員民主主義の理念 をしっかりと据えて発展してきたからであ る。

第3原則は、組合員の経済的参加である。 ここでの中心問題は、協同組合が事業として十分有効となって、経済的利益で組合員に報いているかどうかである。過ちが続いており、協同組合が組合員から離れて、通常の利益を提供しなくなると、私企業化が忍び寄ってくるのである。例えば、アイルランドのいくつかの農業協同組合は、長い変質

表2:原則は実践に移されたか?			
協同組合の種類	アイデンティティ声明の利用	協同組合の価値への言 及	協同組合原則への言及
(消費者協同組合)	拡大しているが指導部に おいてのみ	まちまちだが、公正貿易や 正直なラベリング、遺伝子 組み換え反対、コミュニ ティ・ショップなどを通じて 発展	員教育はまだマーケティン
	あまり多くない(日本を除いて?)。私企業化や混合化によるアイデンティティの喪失。「農民連合」などの類似語の使用	余り多くない。農民のための「付加価値」と見ている。 だが農村経済との若干の連帯	カットされたバージョンでのみ(組合員所有・統制・ 利益)。だが、農民統制に ついての新たな理解
(労働者協同組合)	増大。理由は不明	あり。とりわけ連帯と公正	あり。だが、モンドラゴン原 則や「ディーセント・ワー ク」の原則とともに増加
(保健および社会的 ケア協同組合)	あり。だが、合衆国や英国 の「非営利」アイデンティ ティからの競争	あり。しかも、マルチステークホールディングを通じた 価値の共有の実験	
(住宅協同組合)	まちまち。しばしば、より広い協同組合運動に無自 党。他のアイデンティティとの競合(非営利、住宅協会)	あり。地域主義が優位性 に。小規模が、直接民主 主義の実践可能性を意味 する	あり。だが、政府のローン や補助金の必要が、しばし ば自治に否定的作用。組 合員利益は示し易い
(信用協同組合)	あり。だが、信用組合など の他のアイデンティティと 競合	国際レベルであり。地域主義 / リージョナリズムは優位性になりうる	大規模銀行で明確に使 用。だが他の原則と重なる (例:倫理的投資)
(保険/年金/融資サービス協同組合 および共済組合)	あまり多くない。「共済」その他のアイデンティティ (S&L、建築組合)との競合	一般に支配的な商業的価	ICAと関係のない別の伝統 (英国の友愛組合、フラン スの共済)。時には無原則 の超大規模商業共済
(発展途上国の協同 組合)	新法の中にあり。だが、協同組合形態の無視/貧しい評価が、類義語の使用につながる(自助グループ、農民連合)		政府が撤退するにつれ、 採用され始めた。だが、貧 しい実績や広報能力の欠 如が、それをあいまいにし ている
(協同組合一般 いくつかの逆説)	イメージが、成功した協同	の価値(倫理的価値)が最	協同組合原則は、その他の一連の重要な原則と競合する場合がある(企業の社会的責任、倫理的収支、AA1000、民衆の中の(への?)投資家

過程の後で売却された。その過程では、非利用者が資本所有を認められ、組合員利益が事業価値の増大と一致しなくなっていたのである²⁸。対極的に、協同組合が、通常、非営利目的の部門(保護雇用や社会的ケアなど)で活動している場合には、協同組合は、利用高配当の理念に対する抵抗に立ち向かうことが可能となり、むしろ利用高配当を中心的原則として防御しなければならなくなる。イタリアと英国の社会的協同組合は、こうした問題に直面している。

第4原則は、「自治と独立」である。過去 10年間、この原則は、二つの方向で妥協さ せられてきた。第一は、発展途上国の政府 が、伝統的協同組合部門に対する統制放棄 を、十分進めなかったことである。 負債免除 を追求する諸国によって開始された、貧困 削減戦略の過程が、政府統制の拡大につな がるかもしれない。協同組合が、もう一度、 国家の経済計画と経済目標に利用されるこ とになるためである²⁹。第2は、グローバル な競争圧力の下で、一部の協同組合が外部 の投資家から資本を調達しようとしたこと である。大規模な農業協同組合や、モンドラ ゴンシステムの一部、インターネット・サー ビスプロバイダー Poptel は、ほんの一例で ある。多くの場合、一定の(組合員)統制の 喪失が経験され、こうした組合員統制の喪 失なしに、グローバル市場で急速に成長す る協同組合のための資本調達方法を見出す

ことが、決定的である。

第5原則は、「教育、研修および情報」に 関わるものである。この原則は、いくつかの 対象集団を定めて、3種類の措置を区別して いる。表3は、この原則を解きほぐして、そ れを現実に移すために、どれだけのことが なされたかを示している。かつて協同組合 のメッセージの伝達は、インフォーマルな 回路を通じてより多くなされていた。たと えば西欧諸国では、共感的な労働者階級の 文化は、ある程度まで、協同組合の文化でも あった30。今日では、協同組合の基本的な メッセージを公衆に伝える必要が、決定的 となっており、広告や商業宣伝、学校での学 習など、より公式的な形でそれを行わなけ ればならない。そうした任務は、グローバル 化の一面である、IT革命によって助けられ ている。IT革命が、情報が流れる量を拡大 し、その流通速度を上げたからである。協同 組合のウェブサイトが実際、重要になりつ つあり、それらをつなぐ協同組合学習プロ ジェクトがそれとともに決定的となってい る。問題は、グローバルに結ばれたすべての 人々が、爆発的な情報にさらされ、協同組合 のメッセージの声がほんの小さなものと なっていることである。

世論形成者に対する情報活動はどうか? 一部の協同組合連合組織と開発機関は、「協 同組合の違い」を説明する上で、注目すべき

表3:解きほぐされた「教育原則」

		被選出代表	経営者	従業員	公 衆	青年	世論形成者
知ら	せる	X	Х	X	X	X	X
教	育	Х	Х	Х		Χ	X
訓	練	Х	Х	Х			

仕事をしている。典型は、合衆国の「全国農村電力協同組合協会」、「全国協同組合事業協会」および「海外協同組合開発協議会」、「英国協同組合連合会」、「イタリア協同組合連盟(レーガ)」などである。しかしながら、国際開発「市場」で働いている協同組合代理機関もあって、彼らは、プロジェクトに対する入れの過程で、協同組合の違いを不明瞭にしてきた³¹。若い人々に対する情報活動はどうか?ICAや英国協同組合大学の若者の取り組みは、その典型例だが、協同組合のメッセージがより大衆的になることはもちろん、生き残るためにも、さらに多くの努力が必要である。

知らせることの次には、さらに「教育する こと」があり、教育制度の中に協同組合の メッセージを加えるという決定的な任務が、 まだ始まったばかりである。若者たちが協 同組合事業の設立および運営の方法を学ぶ、 学校での学習プロジェクトもある。教育制 度の他の極には、Nova Scotia のセント・メ アリーズ大学をベースにした、新しい「国際 協同組合経営修士 (International Masters in Co-op Management)」がある。両者の間 には、大きな落差がある。学界との連携にお ける失敗は言語道断である。講座はほとん どなく、専門の国際学会誌もない。正式な履 歴(研究歴)と見なされるのはほんのわずか の国であり、協同組合研究を専門にしよう とする学者は、犠牲を覚悟しなければなら ない。だが、スイスのミグロスや日本の神戸 のようないくつかの成功した消費者協同組 合は、成人教育に焦点を当てることで、多く のことを達成している。

「研修」は、知らせることと教えることの

混合物であり、協同組合の統治と経営に当 たる人々から成果を引き出すことを目的と するものである。統治につながる理事研修 は、普遍的なものになりつつある。協同組合 の違い(独自性)や事業上の優位性につなが る経営陣研修は、英国の協同組合グループ のような、大規模な協同組合によってリー ドされてきた。しかし、その任務の大きさは 人をたじろがせるもので、たとえば、買収入 札の試みに対する抵抗の後で、グループは 3000人の経営者研修に乗り出したのである 32。それほど多くない大規模協同組合が、こ うした研修を第一線のスタッフに広げるこ とに成功してきた。もう一度、英国では、 Oxford Swindon およびGloucester という、 2つの成功した広域協同組合が、各店舗から 一人を研修し、次いでその他のすべての人 を研修するという方法で、これを行う方法 を確立した。発展途上国では、研修の必要は 切実である。この分野でのリーダーは、「国 際労働組合機関」の「協同組合局」であり続 けている。同局は、協同組合の人材養成にお いて、大規模なプロジェクトを運営してき たのである33。

発展途上国では、協同組合に関する知識と理解の欠落が、貧困削減戦略に協同組合を参加させようとする試みに、深刻な妨げとなっている³⁴。たとえば、「アフリカ委員会」からの最近の報告には、協同組合についての言及がわずか1、2しかない。一方では、既存の協同組合が政府の統制からまだ解放されておらず、国家が決定したサービスを提供する手段と見なされ、改革を必要としている、という理由で、無視されている³⁵。他方では、真の協同組合部門が、自立的で援助機関からの支援を求めていないとい

う理由で、無視されている³⁶。ほとんどの発展途上国では、協同組合のメッセージを普及できる、強力な上部連合組織の欠落が決定的である。スリランカのSANASAシステムのように、連合組織が意思と資源を持っているところでは、協同組合の教育と研修がきわめて効果的であることが示されてきた。

第6原則は、「協同組合間協同」である。過 去10年間、この必要が切実となっている。け れども、経済のグローバル化は、協同組合が 容易に対処できるような過程ではない。資 本中心ではなく、民衆中心の組織であるが ゆえに、協同組合は伝統的に、国境を超えて 拡大していない。西欧で消費者協同組合が 地域組合間(societies)の合併に関して行っ てきた闘いについて考えても、一つの全国 組織の創造でさえ、強い反対に会い、一定の 地域自治が維持されている場合に、より成 功する可能性が出てきた。同じことは、ライ ファイゼン型の協同組合銀行や信用組合に も当てはまる。農業協同組合は、とりわけ輸 出市場に依存し、あるいは食品加工を通じ て価値を付加する必要がある場合に、国境 を超えていく最も強い圧力に直面している。 だが、その組合員が地域の消費者であると いうよりも、より集中的な利益集団である ために、より容易に国境を超えていけると は言えない。

最後の原則は、「コミュニティへの関与」である。われわれは、この原則が、影響力を 及ぼしたことを知っているし、実践に移された多くの事例を指摘することができる。 一般的に、消費者協同組合と信用組合は、こ の面での一貫したリーダーであったが、よ り大規模な農業協同組合は、きわめて孤立 し、組合員中心のままであった(コミュニ ティにサービスを提供する、きわめて広範 な役割をもち続けた、日本の農協を例外と して)。われわれがわからないことは、組合 員利益とコミュニティ利益の間のトレード オフがどこでなされるのか、そして、コミュ ニティの利益が組合員の長期的利益の中に あるのかどうかということである。

原則は協同組合の優位性を可能にしたか?

協同組合の独自性(差異 difference) はあ るか?協同組合の優位性はあるか?独自性 は、論理的には優位性に先行する。いかなる 優位性も与えない独自性はありうるが、独 自性のない優位性はありえないからである。 そうだとすれば、その独自性とは何か?そ れは価値よりも中核的原則に基づくものに 違いない。他の種類の組織も、似たような価 値を共有している。たとえば労働組合や非 営利組織、NGOである。また、原則のうち のいくつかも、他の組織によって保有され ている。コミュニティへの関与や教育は、コ ミュニティ組織や社会的企業、チャリティ などと共通である。独自性は、三つの中核的 原則の中に存在する。組合員所有、統制、利 益である。これらは、協同組合を他の種類の 組織から十分に区別し、民衆(人々)中心の 事業としての大きな意義を与える論拠を提 供するものである。だが、何らかの影響を及 ぼすためには、独自性は知られなければな らない。

人々は、協同組合の独自性をどう自覚し ているだろうか?英国の共済組合に関する 近年の研究は、顧客が銀行よりも共済建築 組合(mutual building societies)を一貫し て信用しているものの、その理由には確信 がないことを示している。カナダの非金融 協同組合についての研究では、質問者の60 %が「協同組合とその組合員は、他の事業体 とは全く違う形でコミュニティに貢献して いる」と述べている37。だが、彼らは自らの 独自性を容易に同定できなかった。彼らは、 自分たちのコミュニティから、自分たちを 引き離すことが難しいことに気づいたから だ。カナダの協同組合員の質的研究の中で、 Fairbairn は「協同組合の独自性は、表面下 にあって、ほとんどの人々はそれを表現す る語彙を持っていない」と結論した。人々 は、所有構造の中に差異をつかんでいるの だが、それを言葉に移す言語を欠いている のである38。協同組合運動は、組合員所有、統 制、利益の理念を伝え、それをより明示的に することに、まだ成功していないのである。

原則が自覚的に適用され、協同組合の独自性を明確にしたとすると、次の問題は、このことが自らの事業にとってよいことか、ということである。そこには、少なくとも4つの可能性がある。すなわち、原則は事業にとって良い、事業にとって悪い、事業には、本といった影響はない、あるいは、事業にとって一部の原則は良く、一部の原則は思い、である。最後の可能性が最もありそうことは、忠誠を促進するが故に良く、組合員民主主義は、コストがかかり、意思決定を遅らせる可能性がある、と一般には仮定される。結局、原則が事業にとって悪いとすれば、原則

を実践に移すことで、協同組合は、競争相手 と比べてうまくいかず、 結果として破産す る、ということがありうる。

協同組合は協同組合の優位性を同定しえ たか?その優位性は、ある部門では、他の部 門でよりも成功につながったか?各部門で 優位性は異なっているか?全く優位性のな い部門があるか、そうだとすれば、協同組合 は優位性のあるところでだけ活動すべきだ ということを意味しないか?これらは、複 雑な回答を呼び起こす、重要な質問である。 英国のある研究プロジェクトは、次のよう な事実を発見している。すなわち、経営者お よび組合員の研修に使われている価値が、 機能している(そして、近年、英国協同組合 連合会の多くの会員消費者協同組合に広 がっている)一方で、協同組合の価値は、「中 核的な事業全体の一部分としてよりも、時 に、何かそこから分離した、ないしは外的な ものとして、付加的なコストおよび自由へ の制約として、見られている」39。消費者協 同組合は、彼らが普及しようとしている協 同組合の独自性についての明確な声明を含 む、より包括的な事業戦略を開発する必要 がある。この研究は、他の部門や諸国におけ る「協同組合の優位性」に関する研究のモデ ルとなりうる。系統的な調査結果を欠いて いる中で、以下の表4は、われわれが知って いる多くのことを要約する試みとなる。

若干の共通テーマがここにはある。すなわち、顧客が抱いている高度な信頼、組合員に対する経済的利益の還元、倫理的取引、投資家という別の階級による利潤抜き取りの回避である。特定の部門には特殊な優位性がある⁴⁰。社会的ケアや保健、住宅ローン、年

金といった部門は、生産物の質の評価が困 難であり、長期的な、自由形式の契約によっ て売買され、にもかかわらず退出コストが 高い部門である。ここでは、協同組合の優位 性は、すべて信用と良好な統治にかかって いるが、にもかかわらず、大半の私企業化が 起こったのも、住宅ローン市場や保険市場 においてであった。しかしながら、消費者が 共済への配当(見返りreturn)を選択してい る証拠や、信頼が真の優位性であり続けて いるという証拠が存在する。住宅協同組合 や労働者協同組合、信用組合といった部門 では、地域的に所有され統制されているこ とによって、優位性が組み込まれている。け れども、このレベルでは、協同組合のメッ セージが失われる可能性もある。協同組合 が、より広い社会的企業ないしコミュニ ティ企業部門の一部と見られるからである 41

発展途上諸国では、主要な問題は、協同組合が貧困削減戦略、およびミレニアム開発目標達成における、自らのかけがえのない優位性を、国際開発コミュニティに確信させることができるかどうかである。この点ではスタートが切られたが、なすべきことはまだ多い⁴²。

協同組合原則の未来

価値と原則は進化しているか?新たな原則が生まれているか?われわれは価値と原則を、すぐにまた修正すべきか?環境原則という例がある。これは、協同組合がより広い環境に責任を負うことを求めるものであるが、一部の人々は、このことは「コミュニ

ティへの関与」の中に潜在的に含まれてい ると考えている。1995年、一部の協同組合 は、意思決定や経済的結果に対する従業員 の参加権を確立する原則がなかったことに 失望した。これに対して、消費者協同組合人 は、自分たちはすでに従業員を組合員の中 に入れている、と論じたことだろう。また、 消費者と労働者に合同の組合員資格を提供 するマルチ・ステイクホルダー(複合)協同 組合の数が増大している(とりわけ保健や 社会的ケアの分野で)。従業員参加を支持し ているのが、多くの協同組合では従業員の 潜在能力がまだ過小評価されており、こう した原則は協同組合がこの問題に留意する ことを迫るであろう、という議論である。カ ナダ協同組合連合会は、最近、従業員の貢献 を認める、新しい原則を提案した。規範遵守 (compliance)の原則を導入する必要もある かもしれない。これは、協同組合原則に従わ ない協同組合は、全国連合会からの制裁を 受けるべきであるというものである。この ことは、成功している協同組合が、自らの原 則を遵守できない他の協同組合と同一視さ れたくない、というもっともな主張に対抗 しようとする場合に、道理に適った原則に なるだろう。

協同組合原則が直面している脅威とは何か?それは、二つの相反する方向からきている。一つは、協同組合が投票権のある資本保有を外部の投資家に提供することを通じて、所有権の原則が薄められることである。この場合、協同組合は、投資家所有の事業体という支配的な形態に同化しつつある。他の脅威は、コミュニティー般に立脚した活動への拡張、ならびに公共サービス供給の契約を通じて、組合員原則が薄められるこ

表4:協同組合の優位性

表4:協同組合の優位性				
協同組合の種類	協同組合の優位性	協同組合の劣位性		
(消費者協同組合)	利用高配当/倫理的取引(例:公正 貿易、正直な表示)/地域的な知識 /組合員の忠誠	顧客が組合員になることな〈利益を享受する/競争相手が優位性を真似できる/経営者を取られる恐れ		
(生産者協同組合(農業、漁業、森林))	組合員利益(より良い価格、利用高配当)/組合員の忠誠/価値の共有(ボーナス・シェア)/農民・生産者統制	資本調達の困難/より遅い意思決定 /経営者を取られる恐れ		
(労働者協同組合)	労働者統制/就労の安定性/ 「ディーセント・ワーク」(ILO基準)/ 地域経済	資本利用/自己搾取/経営問題 (だがモンドラゴン・システムはこれを 解決したか?)		
(保健および社会的ケアの協同組合)	複合組合員制(労働者と消費者の参画)/高い信頼、長期契約	政府契約への依存/価格設定/労働者の自己搾取の可能性/費用コントロールの困難/医療専門職の権限(権力)		
(住宅協同組合)	地域密着 / コミュニティ感覚 / 環境・近隣へのコントロール / 住宅の質と低コスト / より優れた公共部門	政府補助金への依存 / 経営の困難 /持ち家所有者と競争できない / 法 的な複雑さ(持ち家所有者のための 協同組合がより単純)		
(信用協同組合)	地域密着 / 低利子(利食いを回避) / 集団的保障(不履行率の低さ) / 倫理的マーケティング	過剰規制につながる高い失敗率/銀行と競争するために成長する必要/経営者捕獲/ハイプレッシャーマーケティング圧力		
(保険 / 年金協同組合 および共済組合)	高配当(利食い回避)/高い信用、 長期契約/組合員利益	組合員制の欠落(統治問題、エリートによる制覇につながる)/手段主義(協同組合的伝統の欠如)		
(発展途上国の協同組 合)	貧困削減・地域経済開発戦略における潜在的パートナー/健康教育・保険・信用供給機構/自助の潜在力/女性のエンパワーメント	府の干渉/事業的弱さ/経営・指導		

とである。この場合、協同組合は、経済的利益によって組合員が報われるべきであるという、組合員制の独自な意義が失われて、ますます非営利セクターのようなものになっていく可能性がある。

機会とは何であろうか?ここでは、開か れる可能性のある、楽観的な未来のスケッ チを示す。将来的に、原則は、協同組合の「収 支 (bottom line)」を評価・確定し、自らの 業績に照らして協同組合の約束がどれだけ 達成されたかを測る枠組みとして、ますま す求められることになるだろう。原則は、連 合会が、協同組合が真正なものであること を照明し、基準を維持するために使用され るだろう。決定的な問題は、協同組合原則を 運用可能なものにする方法が見つけられ、 それによって、日々の活動を遂行する上で 協同組合の経営者を動機づける、明瞭な競 争上の優位性が提供されることである⁴³。た とえば、組合員の関係の機能(member relations function)が、広報活動やマーケ ティング、人材と連結していくことで、これ によって、協同組合のコミュニケーション と活動がそのメッセージの中に一貫して存 在し、原則と価値にさかのぼることができ るようにすることである44。マーケティング においては、協同組合とその組合員の間の 「関係的マーケティング(relationship management)」と、価値に基づく事業体と しての協同組合の「個性的マーケティング (character marketing)」に重点が置かれる 45

過去 10 年間の任務が、価値と原則を知ら しめることであったとすれば、次の 10 年間 の重点は、それらを実際に運用できるもの にして、協同組合の事業実践における数値化に置かれることは、確実であろう。われわれが「原則委員会」を設置して作業を前進させることがあるとすれば、このことが主要な焦点となるに違いない。

<注>

- Laidlaw, A(1980) Cooperatives in the Year 2000, Geneva: ICA/CEMAS p.9
- 2. Books, S(1992) *Co-operative Values in a Changing World*, Geneva: ICA
- 3. Tawney, (1964) *Equality*, London: George, Allen and Unwin,ch.5
- 4. The French have Buchez, the Japanese Kagawa, the Germans Raiffeisen, the Americans Warbasse, the Canadians Coady and Desjardins, the Basques Arizmendi, and so on.
- See Birchall, J(1994) Coop: the People's Business, Manchester: Manchester University Press, Ch.2
- 6. Watkins, W(1986) *Co-operative Principles, Today and Tomorrow*, Manchester:
 Holyoake Books, p.14
- 7. See Parnell(1995) Reinventing the Cooperative: Enterprises for the Twenty First Century, Oxford: Plunkett Foundation
- 8. See Birchall(1998) 'Co-operative values, principles and practices: a commentary' Journal of Co-operative Studies 30.2, pp.42-69
- 9. Birchall 1997 *The International Cooperative Movement*, Manchester University Press
- Bickle, R and Wilkins, A(2000) 'Cooperative values, principles and future-a values basis to building a successful cooperative business, in *Journal of Co*operative Studies, 33.2, 179-205
- 11. Birchall J(2003) Rediscovering the CooperativeAdvantage; Poverty reduction through self-help, Geneva: ILO
- 12. Stiglitz, J(2002) *Globalisation and its Discontens*, London: Penguin, ix

- 13. Stiglitz, op cit p9
- 14. Sassen, S(1994) *Cities in a World Economy*, Thousand Okas: Pine Forge Press
- 15. Nilsson, J(2001) 'Farmer co-operatives: organisa-tional models and their business environment' in Birchall, J(ed) *The New Mutualism in Public Policy,* London: Routledge
- 16. Birchall, J and Simmons, R(2004) 'The involvement of members in the governance of large-scale co-operative and mutual businesses: a formative evalua-tion of the Co-operative Group, Review of Social Economy, 12.4, December 2004, 465-486
- 17. Johanisova, N(2005) Living in the Cracks: a look at rural social enterprises in Britain and the Czech Republic, Dublin: Festa
- 18. Birchall, J(2001) *Organising Workers in the Informal Sector*: a strategy for the trade union-cooperative action, Geneva: ILO
- 19. Op cit, p19-21
- 20. Rajagopalan, S(2003) *Tribal Cooperatives in India*, New Delhi: ILO/INDISCO
- 21. Birchall, 2004 Co-operatives and the Millennium Development Goals, Geneva: ILO
- 22. See Birchall, 1997 p222-4 for evidence
- 23. See Birchall, 2003, case study 3
- 24. Nippierd, A-B and Holmgren, C(2002) Legal Constrains to Women's Participation in Cooperatives, Geneva: ILO
- 25. Birchall, 1997, p224
- 26. Birchall, J and Simmons, R(2001) 'Member participation in mutuals: a theoretical model', in Birchall(ed) The New Mutualism in Public Policy, London: Routledge
- 27. Rajaguru, R(1006) Survival in the Open

- Market, New Delhi, ICA; Fischer, I(1999) The SANASA Model: Co-operative development through micro-finance, Saskatchewan, Centre for the Study of Cooperatives
- 28. Briscoe, R and Ward, M(2005) Helping Ourselves: Success stories in co-operative business and social enter-prise, Cork: Oak Tree Press
- 29. Birchall. 2004
- 30. Birchall, 1994, ch.6
- 31. See Birchall, 2004, 57-59; Pollet, I and Develtere, P(2003) Development Cooperation: How Cooperatives Cope: a survey of major cooperative development agencies, Leuven, Hoger instituut voor de arbeid
- 32. Birchall, J(2000) The Lanica Affair: an attempted takeover of a consumer cooperative society', *Journal of Co-operative Studies*, 31.2, 1998 pp.15-32
- 33. Davis, P(2004) Human Resource Management in Cooperatives, Geneva: ILO
- 34. Birchall, 2004 op cit
- 35. Taimni, K(2001) Cooperatives in Asia: from reform to reconstruction, Geneva: ILO
- 36. Verhagen, K, Enarsson, S, Olney, G and Kadasia, B(1998) A Report on Status of Rural Savings and Credit Co-operatives in Kenya, Geneva: ICA
- 37. Philp, K(2004) 'The challenges of cooperative membership, social cohesion and globalisasation' in Fairbairn, B and Russell, N(eds) *Co-operative Membership* and Globalisation, Saskatchewan: Centre for the Study of Co-operativeas, p68
- 38. Fairbairn, B(2004) 'Cohesion, adhesion and identities in co-operatives', in Fairbairn,

- B and Russell, N(eds) *Co-operative*Membership and Globalisation,
 Saskatchewan: Centre for the Study of Cooperatives, p19
- 39. Spear, R(2000) 'Overview; the Reasserting the Co-operative Advantage Project', *Journal of Co-operative Studies* 33.2, 95-101, p100
- 40. Cook, J, Deakin, S, Michie, J and Nash, D(2003) *Trust Rewards: realising the mutual advantage*, London: Mutuo
- 41. Johanisova, 2005 op cit
- 42. Birchall, 2003, 2004 op cit
- 43. Cote, D(2000) 'Co-operatives and the new millen-nium: the emergence of a new paradigm', in Fairbairn, B, MacPherson, I and Russell, N(eds) *Canadian Co-operatives in the Year 2000*, Saskatchewan: Centre for the Study of Co-operatives
- 44. Brown, L(2004) 'Innovations in cooperative marketing and communications', in Fairbairn, B and Russell, N(eds) *Cooperative Membership and Globalisation*, Saskatchewan: Centre for the Study of Cooperatives, p187
- 45. Webb, T(2000) 'Marketing co-operation in a glabal society', in Fairbairn, B, MacPherson, I and Russell, N(eds) Canadian Co-operatives in the Year 2000, Saskatchewan: Centre for the Study of Cooperatives